

審 査 基 準

平成 1 3 年 8 月 1 日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 4 条第 1 項
処 分 の 概 要：営業所の移転の許可
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第 3 条第 1 項第 1 0 号（許可の基準） 第 7 条（保管設備） 質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続） 第 4 条第 1 項、第 2 項、第 2 条第 5 項 (営業所の移転の許可申請)
審 査 基 準： 営業所の移転が質置主の保護の観点から不適當ではなく、かつ、移転先の営業所において使用する保管設備が公安委員会が定める基準を満たしているときに許可する。
標 準 処 理 期 間：2 5 日
申 請 先：営業所の移転場所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課営業係 (電話0952-24-1111 内 3033) 元の営業所所在地又は移転場所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：令和元年10月15日改訂